

○航行援助施設利用料に関する告示

昭和四十六年七月一日
運輸省告示第二百三十八号

	改正		
昭和四十八年	二月一四日	運輸省告示	第五四号
同 五〇年	四月一日	同	第一五五号
同 五二年	七月六日	同	第三四六号
同 五三年	三月三日	同	第一四六号
同 五三年	八月一九日	同	第四二一号
同 五四年	三月三十一日	同	第一七五号
同 五五年	四月二一日	同	第二一三号
平成 元年	二月二三日	同	第七八号
同 五年	四月二八日	同	第二五八号
同 八年	五月一日	同	第三〇四号
同 九年	三月一八日	同	第一三八号
同 九年	二月一九日	同	第七六〇号
同 一一年	二月四日	同	第六八七号
同 一一年	二月二八日	同	第八二三号
同 二一年	六月五日	国土交通省告示	第六一九号
同 二六年	三月二八日	同	第四〇一号
同 二九年	三月三〇日	同	第二六〇号
令和 元年	九月二日	同	第五二九号
同 三年	二月二六日	同	第一二九号

航行援助施設利用料に関する告示を次のように定め、昭和四十六年八月一日から適用する。

航行援助施設利用料に関する告示

一 本邦内において離陸し、若しくは着陸する航空機又は本邦の飛行情報区（国際民間航空条約第十一付属書に規定する航空機の運航及び搜索救助のため必要な情報が提供される空域をいう。以下同じ。）を通過する航空機の利用者は、航行援助施設利用料を国土交通大臣に支払わなければならない。

二 航行援助施設利用料の額は、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては(二)又は(三)に規定する金額とし、それ以外の航空機にあつては(一)、(二)、(三)又は(四)に規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額とする。

(一) 最大離陸重量が十五トンを超える航空機（他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事するものに限る。）飛行一回ごとに、次に掲げる料金の区分に応じア及びイに定める計算方法を適用して計算して得た金額の合計額（ただし、二十トン以下のもの（離陸後他の空港等（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場をいう。以下同じ。）に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸するものを除く。）は、当該合計額にさらに二分の一を乗じた金額とする。）

ア 空港料金 当該航空機により有償で運送された旅客数に、当該航空機が離陸し、及び着陸した空港等が別表の上欄に掲げる空港等のいずれの区分に属するかに応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる単価の合計額を乗じた金額

イ 陸上空域の航空路料金 当該航空機により有償で運送された旅客数に、離陸した空港等の標点から着陸した空港等の標点までの大圏距離（大圏航法に用いる計算方法により算出した距離をいう。以下同じ。）から十八・五二キロメートルを減じて得た距離（小数点以下を切り捨てるものとし、当分の間、千キロメートルを上限として計算する。ただし、離陸後他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸する航空機にあつては当該距離を〇キロメートルとして計算する。）を百で除した値を乗じ、さらに五十二円を乗じた金額

(二) 最大離陸重量が十五トンを超える航空機（航空運送事業の許可を受けた者が使用するもの（一）に掲げるものを除く。）及び国際航空に従事するものに限る。）飛行一回ごとに、次に掲げる料金の区分に応じア及びイに定める計算方法を適用して計算して得た金額並びにウに定める金額の合計額（ただし、本邦内において、離陸し、及び着陸する航空機（以下「本邦内離着陸航空機」という。）であつて二十トン以下のもの（離陸後他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸するものを除く。）は、当該合計額にさらに二分の一を乗じた金額とする。）

ア 空港料金 当該航空機の最大離陸重量（トンによるものとし、一トン未満は一トンとし、当分の間、二百五十トンを上限

として計算する。イにおいて同じ。)を五十で除した値の〇・七乗に当該航空機が離陸し、又は着陸した空港等が別表の上欄に掲げる空港等のいずれの区分に属するかに応じ、同表の下欄に掲げる単価(本邦内離着陸航空機にあつては離陸し、及び着陸した空港等の単価の合計額)を乗じた金額

イ 陸上空域の航空路料金 当該航空機の最大離陸重量を五十で除した値の〇・五乗に次の(a)から(c)までに掲げる航空機の区分に応じ(a)から(c)までに定める計算方法を適用して計算して得た飛行距離(小数点以下を切り捨てるものとし、当分の間、千キロメートルを上限として計算する。)を百で除した値を乗じ、さらに五千三百円を乗じた金額

(a) 本邦内離着陸航空機 離陸した空港等の標点から着陸した空港等の標点までの大圏距離から十八・五二キロメートルを減じて得た距離(ただし、離陸後他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港等に着陸する航空機にあつては当該距離を〇キロメートルとして計算する。)

(b) 本邦内において離陸し、本邦外において着陸する航空機又は本邦外において離陸し、本邦内において着陸する航空機 離陸し、又は着陸した空港等の標点から最も近い陸上空域交点(当該航空機の飛行経路と陸上空域(本邦の飛行情報区のうち平均海面上大気圧による高度規正值が適用される空域又はその直上空域をいう。以下同じ。)の境界との交点をいう。(c)において同じ。)までの大圏距離から九・二六キロメートルを減じて得た距離(ただし、当該飛行経路に陸上空域内における陸上空域交点間の飛行が含まれる場合は、当該距離にその間の大圏距離を加えるものとする。)

(c) 本邦の飛行情報区を通過する航空機 陸上空域内における陸上空域交点間の大圏距離を合計した距離
ウ 洋上空域の航空路料金 次の(a)及び(b)に掲げる航空機の区分に応じ(a)及び(b)に定める金額

(a) 洋上空域(本邦の飛行情報区のうち陸上空域以外の空域をいう。以下同じ。)を飛行する航空機であつて衛星又は無線によりデータを送受信するもの 一万三千円

(b) 洋上空域を飛行する航空機であつて(a)に掲げるもの以外のもの 一万八千円

(三) (一)又は(二)に掲げる航空機以外の本邦内において着陸する航空機 着陸一回ごとに、百二十円

(四) (一)から(三)までの規定にかかわらず、離島(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。以下(四)において同じ。)若しくは沖縄島に所在する空港等に着陸する航空機(国際航空に従事するものを除く。以下(四)において

て同じ。)又は直前に当該空港等を離陸した航空機にあつては、次のとおりとする。ただし、アに掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合にあつては、同規定に規定する金額に更に二分の一を乗じた金額とする。

ア 離島に所在する空港等に着陸する航空機又は直前に当該空港等を離陸した航空機

(a) ターボジェット発動機を装備する航空機 (一)に掲げる航空機にあつては(一)の規定により計算して得た金額の、(二)に掲げる航空機にあつては(二)の規定により計算して得た金額の、(三)に掲げる航空機にあつては(三)に規定する金額のそれぞれ三分の一に相当する金額

(b) (a)に掲げる航空機以外の航空機

① (一)又は(二)に掲げる航空機 (一)に掲げる航空機にあつては(一)の規定により計算して得た金額の、(二)に掲げる航空機にあつては(二)の規定により計算して得た金額のそれぞれ四分の一に相当する金額

② (三)に掲げる航空機 (三)に規定する金額の八分の一に相当する金額

イ 沖縄島に所在する空港等に着陸する航空機又は直前に当該空港等を離陸した航空機(アに掲げる航空機を除く。)

(a) ターボジェット発動機を装備する航空機 (一)に掲げる航空機にあつては(一)の規定により計算して得た金額の、(二)に掲げる航空機にあつては(二)の規定により計算して得た金額の、(三)に掲げる航空機にあつては(三)に規定する金額のそれぞれ三分の二に相当する金額

(b) (a)に掲げる航空機以外の航空機

① (一)又は(二)に掲げる航空機 (一)に掲げる航空機にあつては(一)の規定により計算して得た金額の、(二)に掲げる航空機にあつては(二)の規定により計算して得た金額のそれぞれ二分の一に相当する金額

② (三)に掲げる航空機 (三)に規定する金額の四分の一に相当する金額

三 次に掲げる場合の航行援助施設利用料は、前号の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(一) 次に掲げる場合には、航行援助施設利用料は徴収しない。

ア もっぱら外交上の目的又は公用のために使用される航空機の飛行

イ 試験飛行のための飛行

ウ 離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等に着陸することなしに、当該離陸した空港等に着陸する場合の着陸(二(三)に

掲げる航空機による場合に限る。エからカまでにおいて同じ。）

エ やむを得ない事情による不時着

オ 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

カ 空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が設置されていない空港等における着陸

キ 一の使用者の航空機の通過回数が一月に二回以下の場合の通過（当該使用者の航空機が当該月に本邦内において着陸した場合を除く。）

(二) 次に掲げる場合（二(三)に掲げる航空機による場合を除く。）には、二(一)、二(二)又は二(四)に規定する金額のうち、着陸し、又は不時着した空港等における二(一)ア又は二(二)アの空港料金を徴収しない。

ア 離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等に着陸することなしに、当該離陸した空港等に着陸する場合の着陸
イ やむを得ない事情による不時着

ウ 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

(三) 次号の規定により一月分を取りまとめ支払うこととされた者が二(一)に規定する航空機により有償で運送した旅客数（一）又は二(二)の適用がある場合にあつては、○人とする。）の路線ごとの一月分の合計が、その者の当該航空機による提供座席数（提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とし、(一)又は二(二)の適用がある場合に提供された座席数を除く。）の路線ごとの一月分の合計に十分の七（重量が百トンを超える航空機にあつては四分の三）を乗じた座席数（一席未満は○席として計算する。）を超える場合には、その者が支払う一月分の航行援助施設利用料のうち二(一)の規定により計算して得た金額の合計額に相当する分は、路線ごとにその超える旅客数を減じた旅客数に相当する金額に軽減するものとする。

四 航行援助施設利用料は、一月分を取りまとめ、当該一月分の航行援助施設利用料に係る納入告知書で示された支払期限（本邦内に住所又は居所を有しない使用者の航空機が本邦の飛行情報区を通過するのみの場合にあつては、納入告知書の発行日から三十日以内）までにこれを支払うものとする。ただし、着陸直後に現金で支払うことについて空港事務所長、空港出張所長、空港・航空路監視レーダー事務所長又は地方航空局長の指示を受けた者については、この限りではない。

五 航行援助施設利用料をその支払期限までに支払わない者は、当該航行援助施設利用料の金額につき年十四・五パーセントの割合で支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。

改正文（昭和五二年七月六日運輸省告示第三四六号） 抄

昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和五十三年三月一三日運輸省告示第一四六号）抄

昭和五十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十三年八月一九日運輸省告示第四二一号）抄

昭和五十三年九月一日から適用する。

改正文（昭和五十四年三月三十一日運輸省告示第一七五号）抄

昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文（昭和五十五年四月二一日運輸省告示第二一三号）抄

昭和五十五年五月一日から適用する。

改正文（平成元年二月二三日運輸省告示第七八号）抄

平成元年四月一日から適用する。

改正文（平成五年四月二八日運輸省告示第二五八号）抄

公布の日から適用する。

改正文（平成八年五月一日運輸省告示第三〇四号）抄

平成八年六月一日から適用する。

改正文（平成九年三月一八日運輸省告示第一三八号）抄

平成九年四月一日から適用する。

改正文（平成九年一二月一九日運輸省告示第七六〇号）抄

平成十年一月一日から適用する。

附 則（平成十一年一月四日運輸省告示第六八七号）

この告示は、平成十二年一月一日から適用する。

附 則（平成十一年一二月二八日運輸省告示第八二三号）

この告示は、平成十二年二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年六月五日国土交通省告示第六一九号）

この告示は、平成二十一年六月五日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日国土交通省告示第四〇一号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三〇日国土交通省告示第二六〇号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる年度の航行援助施設利用料の額は、改正後の二の規定にかかわらず、改正後の二の規定により計算して得た金額（以下「改正後の金額」という。）が改正前の二の規定により計算して得た金額（以下「改正前の金額」という。）を超える場合にあつては、改正後の金額から改正前の金額を減じて得た金額に同欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額を減じた金額とし、改正前の金額が改正後の金額を超える場合にあつては、改正後の金額に、改正前の金額から改正後の金額を減じて得た金額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額を加えた金額とする。

平成二十九年 度	五分の四
平成三十 年 度	五分の三
平成三十 一 年 度	五分の二

平成三十二年度

五分の一

附 則 (令和元年九月一二日国土交通省告示第五二九号)

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第一二九号)

この告示は、令和三年三月一日から施行する。

別表 (二)ア及び二)ア関係)

	空 港 等	二)アの単価	二)アの単価
東京国際空港	東京国際空港	四百二十四円	三万八千八百円
成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港	成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港	百八十七円	一万七千円
新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、女満別空港、青森空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、宮古空港、新石垣空港、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、名古屋飛行場	新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、女満別空港、青森空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、宮古空港、新石垣空港、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、名古屋飛行場	四十円	三千七百元

<p>稚内空港、山形空港、山口宇部空港、利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港、花巻空港、大館能代空港、庄内空港、福島空港、大島空港、新島空港、神津島空港、三宅島空港、八丈島空港、佐渡空港、能登空港、福井空港、松本空港、静岡空港、南紀白浜空港、鳥取空港、隠岐空港、出雲空港、石見空港、佐賀空港、対馬空港、小値賀空港、福江空港、上五島空港、杵岐空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、喜界空港、徳之島空港、沖永良部空港、与論空港、栗国空港、久米島空港、慶良間空港、南大東空港、北大東空港、伊江島空港、下地島空港、多良間空港、波照間空港、与那国空港、三沢飛行場、百里飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、八尾空港、但馬飛行場、天草飛行場</p>	<p>五円</p>	<p>四百七十円</p>
---	-----------	--------------